

## 保険医療機関施設基準に関するJAOS見解につきまして

JAOS認定感染管理者の方々へ

平素は弊社として取り組んでおります感染制御、管理活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、院内感染防止対策に関わる施設基準の一つである「院内感染予防対策に関する研修の受講歴」に関して、弊社が実施する第二種、第一種検定ならびに後援する継続講習が受講歴として認められるかの否かのお問合せをいただいております。そこで、弊会の感染制御、管理に関する活動とともにご案内を申し上げます。

弊社では平成23年より歯科感染管理者検定の準備をすすめ、平成24年10月に感染管理者検定のための準備講習会を開催し、平成25年9月より正式に第二種歯科感染管理者検定を実施いたしました。歯科医療界における感染制御の知識、技術の向上と医療従事者の意識向上を目的として感染推進委員会を設けてその運営、実施ならびに、感染管理者が在籍している歯科医療施設としての認定を行っております。今回、院内感染防止対策に関わる施設基準が明記されたことで、より安全な歯科治療の環境整備が進むことを、弊社としても非常に喜ばしいことと感じております。今後も感染防止対策に関する有益な研修会をご提供、ご案内できるように鋭意努力する所存でございます。

なお、弊社が実施、後援する検定、継続講習が施設基準におけるところの受講歴に認められるか否かにつきましては開催以前に確認することができません。受講された方から管轄の地方厚生局にお問合せをいただき厚生局が判断することとなっております。その際に、研修内容、テキスト、主催社についての資料提供を求められる場合がございます。その際に提供する資料につきましては準備が完了しておりますので迅速に対応させていただきます。必要な場合には事務局までお申しつけください。

それでは今後とも感染制御、管理活動へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成30年6月1日  
特定非営利活動法人  
日本・アジア口腔保健支援機構  
理事長 渡辺 秀司



NPO法人

日本・アジア口腔保健支援機構